

記入例

道路占有許可申請協議書

新規 更新 変更 第 年 月 日

第 号
令和 2 年 4 月 1 日

昭和町長 殿

道路法 第32条 第35条 の規定により 許可を申請 協議 します。

申請者 又は協議者	住所	〒 409-3880 中巨摩郡昭和町押越542-2		
	氏名	〇〇株式会社 昭和 太郎 ⑩	担当者	昭和 次郎 TEL 055-275-2111
占用の目的	給水管埋設工事			
占用の場所	路線名	町道 29 号線 農道	車道・歩道・その他	
	場所	昭和町 押越542-2 番地先		
占用物件	名称	規格	数量	
	給水管P.Pφ20	延長3.3m 外径0.027m	占用面積 0.09m ² (掘削面積)	
占用の期間	許可の日 から 10年 間 令和 12年 3月 31日 まで	占用物件 の構造	ポリエチレン管1種二層管	
工事の期間	許可の日 から 2 日間 令和 2年 7月 31日 まで	工事实施の 方法	開削工法 車両通行止め	
道路の 復旧方法	掘さく協定書のとおり	添付書類	関係書類一式	
備考	舗装構成及び添付書類については事前に協議をするようお願いします。 警察への協議書提出及び回答書の作成までに概ね10日程度の期間を要します ので、提出の際は余裕を持ってお願いします。			

記載要領

- 「許可申請協議書」、「第32条 及び 「許可を申請 協議」 については、該当するものを○で囲むこと。
- 「協議 更新 変更」については、該当するものを○で囲み、更新変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日に記載すること。
- 申請者が法人である場合は、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については該当するものを○で囲むこと。
- 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 「添付書類」の欄には、道路占有の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

記入例

道路占用許可協議書

新規	更新	変更	第	号
			年	日
			月	

昭建第 号
令和 年 月 日

南甲府警察署長 殿

昭和町長

印

道路法32条第5項の規定により、つぎのとおり占有許可したいので協議します。

申請者 又は協議者	住所	〒 409-3880 中巨摩郡昭和町押越542-2		
	氏名	〇〇株式会社 昭和 太郎 印	担当者	昭和 次郎 TEL 055-275-2111
占有の目的	給水管埋設工事			
占有の場所	路線名	町道 29 号線 農道	車道・歩道・その他	
	場所	昭和町 押越542-2 番地先		
占有物件	名称	規模	数量	
	給水管P.Pφ20	延長3.3m 外径0.027m	占有面積 0.09m2 (掘削面積)	
占有の期間	許可の日 令和 12年 3月 31日 から 10年 間 まで	占有物件の構造	ポリエチレン管1種二層管	
工事の期間	許可の日 令和 2年 7月 31日 から 2 日間 まで	工事実施の方法	開削工法 車両通行止め	
道路の 復旧方法	掘さく協定書のとおり	添付書類	関係書類一式	
備考				

キ リ ト リ セ ン

昭 和 町 長

南甲府警察署長

印

道路占用の協議について（回答）

令和 年 月 日付け昭建第 号（申請者 ）をもって
協議のあった道路占用許可についてつぎのとおり回答する。

記

回 答 意 見	
---------	--

記入例

道路占用 許可 回答 書

新規	更新	変更	第 年 月 日
----	----	----	---------

申請者 又は協議者	住所	〒 409-3880 中巨摩郡昭和町押越542-2		
	氏名	〇〇株式会社 昭和 太郎 印	担当者	昭和 次郎 TEL 055-275-2111
占用の目的	給水管埋設工事			
占用の場所	路線名	町道 29 号線 農道	車道・歩道・その他	
	場所	昭和町 押越542-2 番地先		
占用物件	名称	規格	数量	
	給水管P.Pφ20	延長3.3m 外径0.027m	占用面積 0.09m ² (掘削面積)	
占用の期間	許可の日 令和 12年 3月 31日 から 10年 間	占用物件の構造	ポリエチレン管1種二層管	
工事の期間	許可の日 令和 2年 7月 31日 から 2 日間	工事实施の方法	開削工法 車両通行止め	
道路の 復旧方法	掘さく協定書のとおり	添付書類	関係書類一式	
備考				

昭 建 第 号
許 可 令 和 年 月 日
年 月 日

令和 年 月 日付けで申請・協議のあった道路占用については、裏面に記す条件を付して
上記のとおり 許可 回答 する。

昭和町長

印

許可条件及び遵守事項

- 1 占用料金及び掘削料金は原則として徴収しないが、必要と認めたときは許可条件として付する
場合がある。その場合には許可書が交付された際、納付書により必ず納入すること。
- 2 占用及び掘削面積を厳守し、当該箇所付近を清掃して交通上支障とならないよう注意するこ
と。特に占用の場合にあっては幅を厳守すること。
- 3 工作物を設置した場合及びその他の物件は占用期間満了後直ちに撤去し路面は棄損しないこと。
- 4 露店業者は営業中はもちろん営業終了後は必ず街路を清掃すること。また、店舗はすみやかに
片付け絶対に営業位置へ放置しないこと。
- 5 空間占用で道路を横断する場合は地上4.5m以上とすること。ただし天幕日除の類は2.5m以上
とすること。また天幕日除これに類する施設の張出は日除の必要がある場合のみとすること。
- 6 継続して占用及び掘削を望む場合は期間満了の1か月前までに改めて申請すること。
- 7 占用許可を受けた場合は必ず下記の表示を見やすい場所に掲げること。

縦	30cm	幅	20cm	木札または鉄板
(1)	占用者の住所氏名			
(2)	占用目的			
(3)	占用場所			
(4)	占用期間			
(5)	占用面積(長さ、幅、面積)			
- 8 道路掘削及び復旧仮復旧の工事方法は本町と「町道掘削工事及び路面復旧工事に関する協定」
を締結している法人等にあっては、協定書のとおりとすること。
- 9 個人による道路の掘削及び復旧の方法は、事前に町と協議すること。
- 10 舗装は影響幅を前後各40cmで 全面 復旧とし、仮復旧後 か月後に本復旧すること。
半面
- 11 道路管理者において工事の必要が生じた場合には、許可を取消し原形回復を命ずることがある。
- 12 上記条件に違反したときは、直ちに許可を取消し、占用物件の撤去を命ずることがある。
- 13 その他特殊な占用施設及び工事に関する許可は、その都度別に条件を付す。